



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release 報道関係者各位

2018年4月9日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

健全な法治国家のために声をあげる市民の会は、学校法人森友学園に対する国有地売買において、近畿財務局および財務省が、交渉記録等を廃棄した事件について、近畿財務局および財務省財務省官僚を、公用文書等毀棄罪で、刑事告発いたしました。

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、本日、東京地検に対して、佐川宣寿理財局長ら24名を公用文書等毀棄罪（刑法第258条）、虚偽有印公文書作成罪（同法第156条）及び同行使罪（同法第158条）で告発する告発状（添付資料）を、提出いたしました。

<告発の経緯>

昨年6月、豊中市の8770平米の国有地が、学校法人森友学園に売却された際、鑑定評価額9億5600万円の土地に、ゴミの撤去費用として大幅な値引きがなされてきました。しかし、この売却価格は当初公表されず、しかも、8億1900万円分に相当するとされたゴミの撤去の事実自体が客観的に確認されなかったことから、この売却に何らかの不透明な政治的圧力、もしくは、官側においての不正行為があったのではないかと、の疑惑が持ち上がっているのは周知の事実です。

そして財務省は、契約も事案も終了していないにもかかわらず、交渉記録文書を契約締結後ただちに廃棄したと主張し、そのために、国民の財産である国有地の売却に関する経緯の詳細が検証できない事態を招いていたため、この件はすでに当会によって、昨年5月に当会が公用文書等毀棄罪で、刑事告発を行い、受理されております。

しかしながら、本年3月12日、決裁文書14点、300箇所にあつた文書の改ざんまでもが行われており、しかも、それらの改ざん書類が国会や会計検査院に提出されていたという前代未聞の事態が明らかになりました。

公文書とは、行政手続の公正と国民の行政監視を保障するべく、民主主義・法治主義国家を標榜するためには、適正に保管・管理され、必要に応じて開示され、検証されなくてはならないものです。しかしながら、本件においては、その公文書が、大量に意図的に廃棄されただけでなく、改ざんされ、行使されることによって、公文書というものの信頼性そのものを根本的に失わせた重大な事案です。

すでに一部の論者から、「削除しただけであるので改ざんとはいえないため、虚偽有印公文書作成罪には当たらない」、あるいは、「多少の書き換えがあつたとしても、文書そのものの本質的な意味を損なう虚偽内容でなければ改ざんには当たらない」といった消極論も出ていますが、本改ざんが、「文書の意味を損なうものでない軽微な変更」でありえず、その改ざんの内容は、文書そのものの本質的な意味を損なう虚偽内容であることを本告発状を持って立証するとともに、この事態に、多くの国



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

民が納得しがたいと怒りを発していることを踏まえまして、当会告発人一同は、本日、告発を行った次第です。

なお、本告発は、上記のような事情により、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の方針に基づき、会員を告発人として行われたものです。問い合わせ等は、代表の八木もしくは、広報担当になされることを要望します。

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発、陸山会事件において虚偽の報告書を作成した田代政弘元検事らを「虚偽有印公文書作成及び行使」「偽証」等で告発するなど、健全な法治国家を実現するための活動を展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウム「検察、世論、冤罪」を5回にわたり開催し、社会的な提言活動も行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

<添付書類>

- ・ 本ニュースリリース
- ・ 告発状

以上

《本発表に関するお問い合わせ》

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 広報担当：加藤、京谷

E-mail：shiminnokai21@gmail.com

URL：<http://shiminnokai.net/>